

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 教育カリキュラム | 労働法実務講座①

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

労働法実務講座①

労働法は、事業主に雇われている労働者を保護する法律である。

資本主義経済下では、資本家に比較して経済力の弱い労働者の立場には、極めて弱いものがある。

そのため、労働者を経済的に保護するために労働法を制定して、国家的な最低労働条件の設定・労働運動の容認等を規定している。

現在我が国において制定されている労働法には、最低労働条件を定める「労働者保護法」、失業・労働災害を救済する「労働保険法」、労働組合活動を法認・規制する「労働団体法」及び外国人労働者の規制を定めた「外国人労働法」製の4種類がある。

労働法のみならず現行の我が国の法律・政令・規則・告示（これらを総称して「法令」という）は、憲法を頂点として告示に至るまで効力に上下がある各種の法令が段階的に制定される構造となっている。

このため、法令を理解するためには、憲法・法律を理解するだけでは不十分であり、政令から告示までを検討し、さらに判例・行政解釈（通達ともいう）をも参照する必要がある。

最低労働条件を定めた主要な「労働者保護法」

労働基準法

労働契約法

最低賃金法

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律

（略称は「同一労働同一賃金法」）

賃金の支払の確保等に関する法律

（略称は「賃金支払確保法」）

労働安全衛生法

過労死等防止対策推進法

（略称は「過労死防止法」）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

（略称は「パートタイム労働法」）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（略称は「男女雇用均等法」）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

（略称は「育児・介護休業法」）

障害者の雇用の促進等に関する法律

（略称は「障害者雇用促進法」）

高齢者等の雇用の安定等に関する法律

（略称は「高齢者雇用安定法」）

職業安定法

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

（略称は「労働者派遣法」）

雇用対策法

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

（略称は「個別紛争解決法」）

（つづく）

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.